最終更新日：2015年12月25日
浅香工業株式会社
代表取締役社長　古賀　秀一郎
問合せ先：管理本部　072-229-5137
証券コード：5962
http://www.asaka-ind.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社はコーポレート・ガバナンスが有効に機能することが求められる中、株主および投資家重視の基本方針のもとに健全で透明性が高く、経営環境の変化に迅速かつ的確に対応できる経営体制の確立を重要な経営課題であると考え、積極的に取り組んでおります。
また、タイムリーディスクロージャーを経営の重要課題と認識しており、適時開示情報の正確かつ速やかな開示を第一と考え、コンプライアンスを重視した経営に力を注ぎ、経営の透明性・合理性の向上を図ると共に、安全かつ健全なる事業活動を通じ、企業価値を高めるべく社内体制の整備に積極的に取り組んでおります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則 １－２－２　招集通知の早期発送及び電子的公表】
招集通知の発送につきましては、法定期日よりも早い時期に発送しております。今後も株主の皆様に総会議案の十分な検討期間を確保していただけるよう、正確性を確保しつつ早期発送に取り組んでまいりたいと考えております。
なお、現在は発送日の翌日に東京証券取引所ウェブサイトに開示している招集通知を発送日までに開示することに加え、当社ホームページにも掲載することを検討しております。

【補充原則 １－２－４　議決権の電子行使及び招集通知の英訳】
当社は、電子行使を可能とするための環境作りや招集通知の英訳について検討しておりますが、当社の株主における機関投資家・海外投資家の比率が非常に低いため、導入はしておりません。今後も、その比率を勘案しつつ、引き続き検討してまいります。

【補充原則 ３－１－２　英語での情報開示・提供】
当社の株主における海外投資家の比率が非常に低いため、英語での情報開示は行っておりません。今後、海外投資家の比率が増加しましたら検討してまいります。

【補充原則 ４－４－１　監査役と社外取締役との連携】
当社の監査役は4名で、うち2名が社外監査役であり、独立性の高い監査役会となっております。常勤監査役を1名選定し、各部門責任者と常時意見交換できる体制をとっております。常勤監査役は、取締役会に加え、常務会その他会合に出席し意見を述べることのできる体制にしており、実効性の高い監査役会を構築しております。各監査役が適宜社外監査役と意見交換を行うなど、連携を図っております。
なお、当社では、社外取締役を選任しておりません。今後、当社を取り巻く環境が変化することで、独立社外取締役を選任する必要が発生する可能性もあり、必要に応じて候補者の選任を行った場合、連携の確保を検討してまいります。

【原則 ４－６　経営の監督と執行】
当社では、社外監査役2名を選任し、取締役会等において独立かつ客観的な立場から意見を行うことで、実効性の高い経営の監督体制を確保しております。
なお、当社では、社外取締役を選任しておりません。今後、当社を取り巻く環境が変化することで、独立社外取締役を選任する必要が発生する可能性もあり、必要に応じて候補者の選任を行った場合、検討してまいります。

【原則 ４－７　独立社外取締役の役割・責務】
当社では、社外取締役を選任しておりません。今後、当社を取り巻く環境が変化することで、独立社外取締役を選任する必要が発生した場合は、独立社外取締役としての役割・責務を果たすことができる人材を検討し、候補者といたします。

【原則 ４－８　独立社外取締役の有効な活用】
当社では、社外取締役を選任しておりません。その理由につきましては、招集通知の「社外役員等に関する事項」に記載のとおりであります。今後、当社を取り巻く環境が変化することで、独立社外取締役を選任する必要が発生する可能性もあり、必要に応じて候補者の選任を検討してまいります。

【補充原則 ４－８－１　独立社外取締役間の情報交換・認識共有】
【補充原則 ４－８－２　独立社外取締役の経営陣や監査役との連携に係る体制整備】
当社では、社外取締役を選任しておりません。今後、当社を取り巻く環境が変化することで、独立社外取締役を選任する必要が発生する可能性もあり、必要に応じて候補者の選任を行った場合、検討してまいります。

【原則 ４－９　独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
当社では、社外取締役を選任しておりません。今後、当社を取り巻く環境が変化することで、独立社外取締役を選任する必要が発生する可能性もあり、必要に応じて候補者の選任を行う場合、会社法や金融商品取引所が定める基準を参考にしつつ、当社の独立性判断基準の選定を検討いたします。また、候補者については、取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献できる人材の選定に努めます。

【補充原則 ４－10－１　独立社外取締役の適切な関与・助言】
当社では、社外取締役を選任しておりません。指名・報酬については、社内規程に基づき適切に機能しております。今後、当社を取り巻く環境が変化することで、独立社外取締役を選任する必要が発生する可能性もあり、必要に応じて候補者の選任を行った場合、独立社外取締役の適切な関与・助言を得られる体制も検討してまいります。

【補充原則 ４－11－３　取締役会全体の実効性評価】
社外を含む監査役が原則として月に1回開催されている定例の取締役会や必要に応じ機動的に行う臨時取締役会への出席、決議内容の閲覧などを通じ、取締役会の意思決定過程や業務執行状況等について監査することにより、取締役会全体の実効性については十分確保されているものと判断しております。今後は、取締役会全体の機能の向上を図るため、その実効性の分析・評価の方法および結果の概要の開示について検

討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則 １－４ いわゆる政策保有株式】
（政策保有に関する方針）
当社は、取引先との長期的・安定的な関係の維持・強化や業務提携等、当社の企業価値の向上に資するかを総合的に勘案し、政策保有の判断をしております。
また、政策保有株式につきましては、中長期的な経済合理性や将来の見通し等を定期的に検証し、保有の継続を検討しております。

（適切な対応を確保するための基準）
政策保有株式に係る議決権行使については、発行会社の業績や健全経営、企業価値向上等の観点からを総合的に判断して適切に行っております。

【原則 １－７ 関連当事者間の取引】
当社は、取締役の競業取引ならびに取締役と会社間との取引に関しましては、会社や株主共同の利益を害することのないよう取締役会規則において、取締役会の決議事項と定めており、取締役全員にその内容を周知徹底させております。
また、関連当事者間の取引の有無について取締役および監査役全員に対して、毎年度末に「当社と関連当事者との取引に関する調査表」の提出を義務付けさせ、漏れが無いよう万全を期しております。
なお、主要株主等と取引を行う場合にも、重要性の高いものについては、取締役会の承認を得ることとしております。

【原則 ３－１ 情報開示の充実】
（１）会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画
当社HP「会社概要」「理念」（http://www.asaka-ind.co.jp/company/philosophy.html）でトップメッセージとして開示しております。経営方針、中長期的経営計画は有価証券報告書の「対処すべき課題」にて開示しております。

（２）コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
本報告書 Ⅰ－１ 基本的な考え方に記載しております。

（３）取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
本報告書 Ⅱ－１ 取締役報酬関係および有価証券報告書に記載しております。

（４）取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
経営陣幹部、取締役および監査役候補の指名・選任については、当社業績や企業価値の貢献度等を考慮した上で、代表取締役社長が（監査役候補については、監査役会の同意を得た上で）推薦し、取締役会で決定いたします。
また、社外監査役の独立性・選任の理由については、本報告書 Ⅱ－１ 監査役関係および有価証券報告書に記載しております。
なお、新任や退任の対象者がある場合は、取締役会終了後に適宜開示しております。

（５）取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明
取締役・監査役候補者については、招集通知の「株主総会参考書類」に個々の略歴、地位・担当および重要な兼職の状況を記載しております。
また、社外監査役候補者については、それに加えて、個々の選任理由等を記載しております。

【補充原則 ４－１－１ 経営陣に対する委任の範囲】
取締役会は、法令・定款・取締役会規則等に定められた事項の審議・決定を行っております。取締役会での決議事項以外の重要な業務執行に関しての審議ならびに決定は代表取締役が招集する管理本部主催の総務会議にて行っております。

【原則 ４－８ 独立社外取締役の有効な活用】
【原則 ４－９ 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
本報告書の「コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由」に記載しております。

【補充原則 ４－11－１ 取締役会全体としてのバランス、多様性及び規模等に関する考え方】
定款で取締役12名以内と規定しています。現在、当社の構成人員は取締役5名です。取締役全体として各部門、営業全般、人事、総務、生産、財務・会計等について広範な知識・経験・能力を有する者でバランスよく取締役会が構成されるように候補者の人選を行っております。選任の手続については、取締役会において社外を含む監査役4名も入れた中で検討しております。

【補充原則 ４－11－２ 取締役・監査役の兼任状況】
社外監査役の兼任状況については、招集通知や有価証券報告書、コーポレートガバナンスに関する報告書にて毎年開示しております。
なお、社外監査役につきましては、他社と兼任しておりますが、兼任先の数も合理的な範囲に留まっており、当社の社外監査役として十分な時間と労力が確保できるものと判断しております。

【補充原則 ４－11－３ 取締役会全体の実効性評価】
本報告書の「コーポレートガバナンス・コードの各原則に実施しない理由」に記載しております。

【補充原則 ４－14－２ 取締役・監査役のトレーニング】
取締役・監査役は、その求められる役割と責務を適切に果たすことを目的として外部研修、セミナーおよび異業種交流会等に積極的に参加する事に加え、社内勉強会や定期刊行物の回覧を行い、必要な知識・情報の習得や更新等を行っております。
また、新任の取締役・監査役には、就任時にその役割・責任および必要な法的知識等を説明しております。
なお、外部監査役に対しては、当社の会社概要、経営理念、事業・財務状況、組織等に関する理解を深めることを目的に継続的に情報の提供を行っております。

【原則 ５－１ 株主との建設的な対話に関する方針】
当社は、会社の持続的な成長と中期的な企業価値の向上に資するよう、株主の皆様との建設的な対話を促進するための体制・取り組みにつきましては、以下のとおりです。
（１）管理本部担当取締役を株主の皆様との対話を統括する経営陣としております。
（２）株主の皆様との対話は、管理本部担当取締役が窓口になっておりますが、各関連部署と積極的に連携を取りながら、建設的な対話の促進に努めております。
（３）当社ホームページにおいて、お問い合わせフォームを掲載することにより、一般の株主の皆様からの質問・ご意見を収集しております。
（４）株主の皆様との対話において把握された意見等につきましては、必要に応じて取締役会や監査役会にフィードバックし経営の改善に役立てております。

（5）インサイダー情報の管理につきましては、定期的な研修等により教育体制を整えるとともに、社内規程である「内部者取引の規制および内部情報の管理に関する規程」に従い情報を管理・運用しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
浅香　久平	955,276	9.21
浅香工業取引先持株会	909,000	8.76
株式会社近畿大阪銀行	456,000	4.39
株式会社みなと銀行	382,000	3.68
アサカ従業員持株会	381,725	3.68
ニチユ三菱フォークリフト株式会社	341,250	3.29
株式会社三菱東京UFJ銀行	320,000	3.08
日本伸銅株式会社	300,000	2.89
株式会社西沢材木店	254,000	2.44
日本生命保険相互会社	200,000	1.92

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明更新

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3 月
業種	その他製品
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任していない
指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査室（人員2名）では、財務報告全体に重要な影響を及ぼす業務プロセスにおいて監査を行っております。その内部監査の計画や結果は監査役会及び取締役会に報告することとし、監査役はその後の進捗状況をチェックしております。
監査役監査は常勤監査役が中心となり、年間の監査役監査計画に基づき実施しております。また、取締役会その他重要な会議に出席し取締役会の職務執行を監視しております。
監査役は、会計監査人（有限責任あずさ監査法人）から期初に監査計画の説明を受けると共に、定期的にその結果について会計監査人より報告を受け、必要に応じ随時情報の交換を行うことで相互の連携を高めております。
なお、これらの監査の計画や結果につきましては、内部統制部門の責任者に対して適宜報告及び指導がなされております。また、監査役と内部監査室、監査役と会計監査人、内部監査室と会計監査人と相互連携については、それぞれ定期的に情報交換及び意見交換会を行い、お互いのコミュニケーションを図っております。
当社と会計監査人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
中務　正裕	弁護士										○			
田中　宏明	公認会計士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役

e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中務　正裕	○	（職歴） 平成6年4月　弁護士登録（大阪弁護士会） 平成6年4月　中央総合法律事務所（現、弁護士法人中央総合法律事務所）　入所 平成18年4月　米国ニューヨーク州弁護士登録 平成18年6月　監査役（現在） 平成22年6月　貝塚市公平委員（現在） 平成24年7月　弁護士法人中央総合法律事務所代表社員（現在） 平成27年4月　大阪弁護士会副会長（現在） 平成27年6月　荒川化学工業株式会社　監査役（現在） 平成27年6月　日本電通株式会社 監査役（現在）	（社外監査役選任理由） 弁護士という立場から、その法的知識に基づいて取締役の職務遂行の妥当性を監査するため。 （独立監査役指定理由） 当社と弁護士法人中央総合法律事務所は現在顧問契約中でありますが、当該事務所にとって当社は主要取引先ではなく、意思決定に対して一般株主と利益相反する影響を与え得る取引関係はないものと判断しております。
田中　宏明	○	（職歴） 平成元年10月　朝日新和会計社（現、有限責任　あずさ監査法人）　入所 平成5年3月　公認会計士登録 平成5年11月　税理士登録 平成5年11月　田中宏明税理士事務所開設　所長（現在） 平成6年8月　朝日監査法人（現、有限責任　あずさ監査法人）　退所 平成27年6月　監査役（現在）	（社外監査役選任理由） 会計・税務に関する専門的知見を有しているため。 （独立監査役指定理由） 当社と田中宏明税理士事務所との間には取引関係は一切ありません。また、社外監査役の独立性の阻害要因となり得る事情は存在しないことから、意思決定に対して影響を与え得る取引関係はないものと判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

役員の経営責任の明確化と企業価値向上に対する意欲の高揚を目的として、役員報酬の一部を業績連動型報酬として業績の向上を図っております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

個別の取締役報酬の開示につきましては、報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため記載しておりません。
なお、平成27年3月期における取締役および監査役の報酬等の総額は下記のとおりであります。

1. 取締役（支給人員7名）の報酬総額　81百万円
2. 監査役（支給人員4名）の報酬総額　23百万円
　うち社外監査役（支給人員2名　8百万円）

（注）取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬限度額は、平成4年6月25日開催の第88期定時株主総会において月額10百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
また、監査役の報酬限度額は、昭和63年6月24日開催の第84期定時株主総会において月額3百万円以内と決議いただいております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

監査役事務局は設置しておりませんが、補助すべき使用人を求められた場合に対応する体制は整えております。
また、通常は必要に応じて管理本部が担当しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当社は監査役制度を採用しており、社内取締役5名、監査役4名（うち社外監査役2名）で構成されております。経営管理の意思決定機関である取締役会につきましては、原則として月に1回開催し、法令・定款・取締役会規程等に定められた事項の審議・決定、並びに取締役の業務執行状況を監視・監督しております。また、その他必要に応じ機動的に臨時取締役会も開催しております（平成27年3月期の取締役会は13回開催）。
取締役会での決議事項以外の重要な業務執行に関しての審議ならびに決定は代表取締役が招集する管理本部主催の総務会議にて行います。
その他部課長会・経営改革会議・生産会議等、経営体制の確立に必要な会議体制を設け、各業務担当取締役がそれぞれの責任者となり運営しております。
監査役は取締役会への出席、決議内容の検閲などを通じ、取締役会の意思決定過程や業務執行状況等について監査しております。監査役会は法令・定款・監査役会規程等に従い、監査方針・年間監査計画等を決定しており、会社の健全な経営と社会的信頼の向上に留意し、公正かつ厳正な監査を行う体制を整えており、各監査役はそれぞれの立場のもとに各会の妥当・公正性を確保するための提言等を積極的に行っております。特に社外監査役は、公認会計士の有資格者と弁護士の有資格者で、経理・財務面と取締役の行為が法令に適合しているかなど専門的知見から取締役の職務遂行の妥当性を監査しております（平成27年3月期の監査役会は13回開催）。
会計監査人については、平成27年3月期において当社の会計監査業務を執行した公認会計士は日根野谷正人（継続監査年数3年）及び奥田賢（継続監査年数6年）の2名であり、有限責任あずさ監査法人に所属しております。
なお、当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士6名、その他5名であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社の企業統治の体制は、株主及び投資家重視の基本方針のもとに健全で透明性が高く、経営環境の変化に迅速かつ的確に対応できる体制となっております。
また、当社は社外取締役を選任しておりませんが、経営の意思決定機能と業務執行を管理監督する機能を持つ取締役会に対し、監査役4名中の2名を社外監査役とすることで経営への監視機能を強化しています。コーポレート・ガバナンスにおいて、外部から客観的、中立の経営監視の機能が重要と考えており、社外監査役2名による監査が実施されることにより、外部からの経営監視機能が十分に機能する体制が整っているため、現状の体制としております。
なお、当社は社外監査役を選任するための当社からの独立性に関する基準・方針については、詳細な基準等を定めておりませんが、証券取引所が定める独立役員の独立性に関する資格要件や条件を参考にいたしつつ、会社経営の経験・見識を有している者、または、企業財務や会社法務等の専門分野における知見を有している者のうち、公正・適正に監査を実施でき取締役会・監査役会への出席が可能であることを必要条件とした上で、監査役会の同意を得ることで社外監査役を選任しており、社外監査役2名は当社と特別な利害関係は無く独立性の高い人材であるとして、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	ホームページにおいて逐次、決算公告をはじめ会社情報、求人、新製品情報等を掲載しております。今後、更なるホームページの充実を目指して参ります。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「 倫理行動規範 」にて、各ステークホルダーとの関係において遵守すべき事項を規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	私たちは地球資源を使って経済活動を行っている社会の一員として持続可能な地球環境づくりは後世へバトンを渡す上で責務と考えており、当社ショベル、スコップの売上金の一部は、地球環境基金を通じて、国内外の環境保全活動に役立てられております。
その他	当社と地域社会との関係、消費者・取引先・株主・投資家との関係並びに従業員との関係を重視した経営に努めております。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

地域社会、消費者、取引先、従業員等社内外のステークホルダーに対する経営の透明性を高め、経営の向上を図るためにも法令等の遵守（以下「コンプライアンス」という）を重視し、リスク管理体制の確立を進める等、取締役会、監査役会並びに内部監査室が一体になって内部統制システム構築が経営の重要課題であると認識し、取組んでおります。

【 内部統制システムの整備状況 】

（1）取締役および使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制について

1. コンプライアンスの体制に係る規定を制定するとともに、取締役および使用人が法令・定款・社内規程・企業倫理を遵守した行動をとるための行動基準を設ける。
2. 代表取締役は、管理本部担当取締役をコンプライアンス全体に関する総括責任者に任命し、管理本部がコンプライアンス体制の構築、維持・整備にあたる。
3. 社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力、団体とは一切の関係をもたず、会社組織をもって毅然とした姿勢で対応する。

（2）取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制について

取締役の職務執行に係る情報の保存および管理については、「文書管理保存規程」を作成し、文章、または、電磁的媒体にて行う。また、必要に応じ関連規程の見直し改善を図る。

（3）損失の危険の管理に関する規程その他の体制について

1. 業務執行に係るリスクを把握し、適切なリスク対応を行うために、リスク管理規程を定め、全社的なリスク管理体制を整備する。
2. 全社的なリスクを総括的に管理する部門は管理本部とし、各部門においては、関連規程に基づきマニュアルやガイドラインを制定し、部門毎のリスク管理体制を確立する。

（4）取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について

1. 代表取締役は管理本部担当取締役を取締役の職務の効率性に関しての総括責任者に任命する。
2. 業務の運営については、経営計画に基づいた各部門の目標に対し、職務執行が効率的に行われるよう総括責任者が監督する。各部門担当取締役は、経営計画に基づいた具体的な施策および効率的な業務遂行体制を整えるとともに、阻害する要因の分析とその改善に努める。
3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、原則として、月１回の定例取締役会議を開催する。また、必要に応じ機動的に臨時取締役会議を開催する。

（5）当社ならびにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制について

1. 当社ならびに子会社の管理は管理本部本部長（取締役）が統括し、円滑な情報交換とグループ活動を促進するため、定期的に関係会社連絡協議会を開催する。
2. 子会社の所轄業務については、担当取締役が経営計画に基づいた施策と効率的な業務の遂行およびコンプライアンス体制の構築、リスク管理体制の確立、整備等を図るとともに、子会社の管理の進捗状況を定期的に取締役会および監査役会に報告する。
3. 取締役会および子会社代表取締役は、問題点の把握と改善に努めるものとする。

（6）監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項について

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、補助すべき使用人を指名することができる。また、指名された使用人への指揮権は監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとする。

（7）取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制について

1. 取締役および使用人が、監査役に報告すべき事項、監査役が出席する会議、監査役が閲覧する書類等を明確に定め、取締役および使用人に対し周知徹底を図る。
2. 監査役は必要に応じいつでも、取締役および使用人に対して報告を求め、重要と思われる会議に出席し、また、書類の提示を求めることができる。
3. 内部公益通報制度の適切な運用管理により、法令違反その他コンプライス上の問題について報告体制を確保している。
4. 上記の報告をしたことを理由として、不利益な取り扱いをしてはならないことを、内部公益通報規定にて適切に運用するものとする。

（8）その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制について

1. 代表取締役は、監査役と相互の意思疎通を図るため積極的に会合を持つこととする。
2. 内部監査室は、内部監査の計画および結果を、監査役に対しても報告を行い相互の連絡を図る。
3. 監査役がその職務の執行について必要な費用の前払い等の請求があった場合には、必要でないと明らかに認められる場合を除き、所定の手続に従い、これに応じるものとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

【 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方 】

当社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力・団体とは、一切の関係をもたず、会社組織をもって毅然とした姿勢で対応することとしております。

【 反社会的勢力排除に向けた整備状況 】

反社会的勢力の排除については、担当部署を総務部と定め、定期的に外部専門機関等との情報交換会に出席するなど情報収集に努め、その情報は適宜関係部署に伝達し周知を図っております。また、不当な要求を受けるなどの事案が発生した場合には、外部専門機関、顧問弁護士と連携して対応することにしております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	あり

該当項目に関する補足説明

(1)基本方針の内容
当社取締役会は、上場会社として当社株式等の自由な売買を認める以上、当社取締役会の賛同を得ずに行われる特定の者の大規模買付行為(議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為)を受け入れるか否かは、最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えますが、当社株主の皆様が、その有する権利に関して重大な影響を持ちうる大規模買付行為に際して適切な判断を行うためには、大規模買付者からの情報提供のみならず、当社取締役会を通じた適切かつ十分な情報の提供および大規模買付行為に対する当社取締役会の評価や意見等の提供が必要不可欠なものであると考えます。

(2)当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み
当社は寛文元年(1661年)に創業いたしました。その後、明治24年にショベル、スコップの国産化に成功して以来、「良品声無くして人を呼ぶ」という経営理念に沿った品質第一主義の製品・商品創りに徹し、象印のシンボルマークをもって業界をリードするメーカーとしての地位を築いてまいりました。昨今の品質を度外視した海外からの廉価品が溢れる市場の中で、プロが作り、プロが使用する品質本位のモノ作りをする技術の伝承とともに、自然環境との共生、少子高齢化時代を見据えた新たな商品開発に徹することが、当社の社会的使命であり、これを実現していくことが、長期にわたり当社の企業価値を向上させ株主共同の利益確保に資するものであると考え、企画開発室を中心に新製品の開発、既存商品の改善等に取り組んでおります。

(3)会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み
当社株式等に対する大規模買付行為を行う場合の手続きとして、大規模買付者に対して、買付行為の前に、当社取締役会に対し十分な情報提供をすること、その後、当社取締役会がその買付行為を評価・交渉・代替案を提出する期間を設けることとするルール(以下「大規模買付ルール」といいます。)を定めました。この大規模買付ルールが遵守されない場合、株主の皆様の利益を保護する目的で、会社法その他の法律および当社定款により認められている対抗措置を講じます。

イ. 大規模買付ルールの内容
当社取締役会が設定する大規模買付ルールとは、大規模買付者が事前に当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、それに基づいて当社取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始するというものです。なお、大規模買付ルールに基づいて書面等の作成を要する場合には日本語によるものとし、また、資料等を提供する必要がある場合において、当該資料中に日本語以外の言語により作成されたものが存する場合には、提出者は日本語訳を添付していただきます。

(a)意向表明書の提出
大規模買付者には、大規模買付行為に先立って、当社宛に、大規模買付ルールを遵守する旨の意向表明書を提出していただきます。
意向表明書には、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、現在保有する当社株式等の数、国内連絡先および提案する大規模買付行為の概要を明示していただきます。
大規模買付行為の提案があった場合には、当社は、適時開示に関する法令および金融商品取引所の規則に従い開示します。

(b)情報提供
大規模買付者には、当社取締役会に対して、当社株主の皆様の判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報(以下、「大規模買付情報」といいます。)を提供していただきます。
当社は、上記意向表明書を受領した日の翌日から起算して10営業日以内に、提供いただくべき大規模買付情報のリストを意向表明書記載の大規模買付者の国内連絡先に宛てて発送します。
大規模買付情報の主な項目の概要は次のとおりです。
1. 大規模買付者およびそのグループの概要
2. 大規模買付行為の目的および内容
3. 当社株式の買付対価の算定根拠および買付資金の裏付け
4. 大規模買付行為完了後に最終的に経済的利益を得ることを目的として、当該買付資金を大規模買付者およびそのグループに供給している個人、法人等の概要
5. 大規模買付行為完了後に意図する当社の経営方針、事業計画等
なお、当初提供していただいた大規模買付情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して必要な大規模買付情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。大規模買付行為の提案があった事実および当社取締役会に提供された大規模買付情報は、当社株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で、その全部または一部を開示します。

(c)大規模買付情報の検討および意見表明等
当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じて、大規模買付者が当社取締役会に対し大規模買付情報の提供を完了した後、60日間(対価を現金(円貨)のみとする公開買付による当社全株式等の買付の場合。初日を含みません。)または90日間(その他の大規模買付行為の場合。初日を含みません。)を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間(以下、「取締役会評価期間」といいます。)として与えられるべきものと考えます。
従って、大規模買付行為は、取締役会の意見公表後、または取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。
取締役会評価期間中、当社取締役会は、特別委員会に諮問し、必要に応じ独立した外部専門家等(弁護士、公認会計士、ファイナンシャル・アドバイザー等を含みます。)の助言を受けながら、提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。
また、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として当社株主の皆様に対して代替案を提示することもあります。

ロ. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針
(a)大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合
大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したものと判断される場合には、当社取締役会が、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。もっとも、大規模買付ルールが遵守されているものと判断される場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値または株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断した場合(以下、かような大規模買付行為を「濫用的買収」といいます。)、当社取締役会は当社の企業価値および株主共同の利益を守るために適切と考える対策を講じることがあります。具体的には次に掲げるいずれかの類型に該当すると判断される場合に、濫用的買収に該当するものと考えます。
1. 真に当社の企業経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価を吊り上げて高値で株式を当社または当社関係者に引き取らせる目

的であると判断される場合
2. 当社の経営を一時的に支配し当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社に移譲させる目的で、当社の株式の買収を行っていると判断される場合
3. 当社の経営を支配した後に当社の資産を買収買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的があると判断される場合
4. 当社の経営を一時的に支配して、当社の不動産、有価証券等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかまたは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式の高値売り抜けを目的としていると判断される場合

当該大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を損なうか否かの検討および判断については、その客観性および合理性を担保するため、当社取締役会は、大規模買付者の提供する買付後における経営方針等を含む大規模買付情報に基づいて、独立の外部専門家等や特別委員会の助言を得ながら当該大規模買付者および大規模買付行為の具体的な内容(目的、方法、対象、取得対価の種類・金額等)や当該大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益に与える影響を検討し、監査役全員の賛同を得たうえで決定することとします。

なお、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したと判断される場合であって、かつ、当該大規模買付行為が濫用的買収に該当しない場合であっても、当社取締役会として当該大規模買付行為についての反対意見を表明し、あるいは代替案を提示すること等により、当社株主の皆様を説得する行為を行うことがあります。

その場合、大規模買付者の提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該提案および当該提案に対する当社が提示する意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくことになります。

(b)大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が、大規模買付ルールを遵守しない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値および株主共同の利益を守ることを目的として、株式分割、新株予約権の発行等、会社法その他の法律および当社定款の認めるものを行使し、大規模買付行為の開始に対抗する場合があります。

具体的にいかなる対抗策を講じるかについては、当社取締役会が、その時点で最善であると判断したものを選択いたします。

(c)具体的対抗策発動時に株主および投資者の皆様に与える影響等

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、当社取締役会は、当社の企業価値および株主共同の利益を守られることを目的として、会社法その他の法律および当社定款により認められている対抗策をとることがあります。

しかしながら、当該対抗策の仕組上、当社株主の皆様(大規模買付ルールに違反した大規模買付者を除きます。)が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。

当社取締役会が具体的対抗策をとることを決定した場合には、法令および金融商品取引所規則等に従って、適時適切な開示を行います。

なお、対抗策として考えられるもののうち、株式分割および新株予約権の発行についての当社株主の皆様に関わる手続きについては、次のとおりとなります。

株式分割を行う場合には、当社株主の皆様にとりまして必要となる手続きは特にありませんが、別途当社取締役会が決定し、公告する株式分割基準日までに株主名簿に記載または記録の手続きを完了していただく必要があります。

新株予約権の発行または行使につきましては、新株予約権または新株を取得するために所定の期間内に一定の金額の払込をしていただく必要があります。かかる手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権を発行することになった際に、法令に基づき別途お知らせいたします。ただし、当社取締役会が決定し、公告する新株予約権割当基準日における当社の株主名簿に記載または記録された株主に新株予約権が割当てられますので、当該基準日までに株主名簿に記載または記録の手続きを完了していただく必要があります。

(d)大規模買付ルールの廃止および変更

本対応方針を決定した当社取締役会においては、全取締役の賛成により決議されましたが、当取締役会には、社外監査役2名を含む当社監査役4名全員が出席し、いずれの監査役も、本対応方針の具体的運用が適正に行われることを条件として、本対応方針に賛成する旨の意見を述べました。

なお、当社取締役会は、当社の企業価値および株主共同の利益の向上の観点から、会社法その他企業防衛に関わる法改正、司法判断の動向や分析等を踏まえ、今後必要に応じて本対応方針を変更し、または新たな対応策等を導入することがあります。

本対応方針の有効期限は、平成28年6月開催予定の定時株主総会終結後に最初に開催される取締役会の終了時点までとします。

また、有効期限満了前であっても、本対応方針は、当社取締役会の決議により廃止または変更されることがあります。当社取締役会は、本対応方針を継続、廃止および変更することを決定した場合には、その旨を速やかにお知らせいたします。

(4)本対応策が会社の支配に関する基本方針に沿うものであり、株主の共同の利益を損なうものではないこと、会社役員の地位の維持を目的とするものでないことおよびその理由

イ. 本対応策が会社支配に関する基本方針に沿うものであること

本対応策は、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則)を全て充足しています。

ロ. 本対応策が当社株主の共同の利益を損なうものではないこと

本対応策は、(1)基本方針の内容に記載したとおり、当社の企業価値や株主共同の利益を確保し、向上させることを前提としております。

また、本対応策は、平成19年4月13日開催の当社取締役会にて決定し、同年定時株主総会において、平成22年6月開催の定時株主総会終結後の最初に開催される取締役会の日までを有効期限とし、当社の株式等大規模買付行為への対応方針としてまいりました。

その後、この対応策の一部に修正を加えながら、実質的に同一の内容にて更新することを平成22年6月29日開催の当社第106期定時株主総会および平成25年6月27日開催の当社第109期定時株主総会において、本対応策の継続に関し、株主の皆様のご承認をいただきました。これにより株主の皆様のご意向が反映されておりますので、本対応策は当社株主の共同の利益を損なうものではないと考えております。

ハ. 本対応策が当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

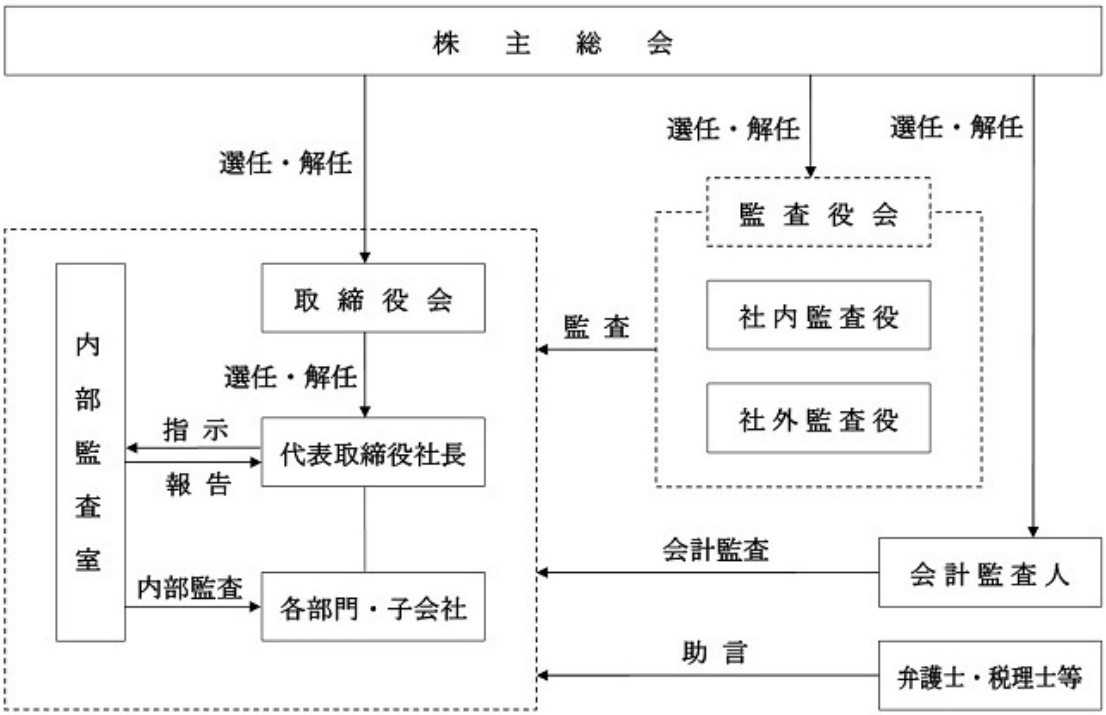
大規模買付行為の対応策を適正に運用し、当社取締役会に恣意的な判断がなされることを防止するための独立機関として、引き続き特別委員会を設置いたします。

特別委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするために、当社社外監査役および社外有識者(弁護士、公認会計士、税理士、学識経験者等)の中から選任します。

当社の大規模買付行為の対応策が、当社役員の地位の維持目的ではなく、当社の企業価値および株主共同の利益の確保ないしその向上という目的を達成するためには、客観的かつ合理的な判断を行うことが求められるため、重要な判断に際しては、原則として特別委員会に諮問することとし、当社取締役会は当委員会の勧告を最大限に尊重するものとしております。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――


株　主　総　会
選任・解任
選任・解任
選任・解任
監 査 役 会
社内監査役
社外監査役
監 査
取 締 役 会
選任・解任
内部監査室
指 示
報 告
代表取締役社長
内部監査
各部門・子会社
会計監査
会 計 監 査 人
助 言
弁護士・税理士等